

令和4年8月9日

「子供の未来応援基金」令和5年度未来応援ネットワーク事業
よくあるご質問

<全般>

Q1. 交付金額の規模はどのくらいですか。

A1. 今回の募集による支援金の総額については、申請の状況等を踏まえ、基金事業審査委員会の審議を経て決定されます。

Q2. これまでの未来応援ネットワーク事業及び新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業の採択状況を教えてください。

A2. 下記になります。

平成28・29年度（第1回）：応募535件、支援決定86団体 約3億1,500万円

平成30年度（第2回）：応募352件、支援決定79団体 約2億6,600万円

令和元年度（第3回）：応募358件、支援決定71団体 約2億800万円

令和2年度（第4回）：応募352件、支援決定97団体 約1億2,900万円(※)

※当該金額のほか、新型コロナウイルス感染対策のため、支援決定97団体のうち10団体に対し、約300万円を追加交付

令和2年度（コロナ緊急支援）：応募151件、支援決定20団体 約5,300万円

令和3年度（第5回）：応募327件、支援決定96団体 約1億4,600万円

令和4年度（第6回）：応募515件、支援決定133団体 約2億200万円

Q3. 事業Aと事業B（小規模支援枠）が設けられている理由を教えてください。

A3. 単年度の事業費が少額の団体に対する支援の強化を求める声が寄せられていることを踏まえ、小規模での活動を行う団体に対してより一層の支援をするため、令和2年度事業より事業Bを設けました。なお、事業A及び事業Bの同時申請はできません。

Q4. 事業Aの支援金の下限額は決まっていますか。

A4. 下限額は特に決めていませんが、別途事業Bを設けておりますので、事業A及び事業Bの趣旨や要件を確認のうえ、実施される事業内容を踏まえて、どちらに申請されるか、各団体において合理的にご判断ください。

Q5. 事業Bの要件に「過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けたことがなく（令和2年度（第4回未来応援ネットワーク事業）以降の事業Bによる支援を除く）」とありますが、事業Bの支援は1度しか受けられないのですか。

A5. 令和2年度（第4回）～令和4年度（第6回）の事業Bのみ支援を受けている場合、支援を受けた回数が2回以内であれば、令和5年度の事業A、事業Bのいずれかに応募できます。

なお、次に該当する事業の支援を1度でも受けている場合は、事業Bには応募できません。

平成28・29年度（第1回）～令和元年度（第3回）の支援事業

令和2年度（第4回）～令和4年度（第6回）の事業A

令和2年度のコロナ緊急支援事業

<対象となる団体>

- Q6. 応募時点で法人設立を申請中の場合、どのように記入すればよいですか。
A6. 応募時点の法人格で記入してください。応募時点で法人格がない場合は任意団体として記入し、法人設立認可中の場合はその旨を記載してください。
- Q7. 公益法人・NPO法人・一般法人以外の法人は対象となりますか。
A7. 対象となりません。なお、法人の職員が、法人の業務とは別に自主的に活動するために職員同士で任意団体を組織した場合、その団体は申請が可能です。
- Q8. 株式会社等がCSR活動等の一環として実施する、営利を目的としない事業は対象となりますか。
A8. 事業主体である団体が、営利を目的としている株式会社等の場合は対象となりません。
- Q9. 複数の団体や法人などで作られた実行委員会やコンソーシアムの中に一般企業の方が含まれていても対象となりますか。
A9. 一部に一般企業が含まれていても、実行委員会やコンソーシアムは任意団体となるため、営利を目的としていない団体であれば対象となります。
- Q10. 個人が非営利団体を設立した場合は対象となりますか。
A10. 対象となりますが、複数人で組織され、かつ、複数人による合議での組織の意思決定の仕組みを設けていることが前提です。
- Q11. 海外にのみ拠点事務所がある団体は対象となりますか。
A11. 対象となりません。
※本事業は日本国の法令適用による運用を前提としているためであり、ご理解ください。

<対象となる事業>

- Q12. 申請事業は子供のみが対象ですか。
A12. 子供を主たる対象とした上で、対象者が保護者等に広がった事業でも対象となります。
- Q13. 海外に在住する者を支援する事業は対象となりますか。
A13. 対象となりません。日本国内の子供の貧困問題に取り組む事業のみが対象となります。
- Q14. 調査研究事業は対象となりますか。
A14. 対象となります。
- Q15. 参加者から利用料を取る事業は対象となりますか。
A15. 対象となります。
- Q16. 貧困の連鎖を予防するような啓発事業は対象となりますか。
A16. 対象となります。
- Q17. 対象や利用者に制限を設けている事業は支援の対象になりますか。
A17. 本基金の目的に沿って制限を設けている事業も支援の対象になります。

Q18. 自治体からの委託事業や補助金を別に受けている事業を組み合わせる実施する事業は、支援の対象になりますか。

A18. 明確に対象費目の区分（住み分け）ができれば、原則として本支援金と他の助成金等を組み合わせる同一事業を行うことは可能です。ただし、費目の区分が可能な申請であっても、主たる費目について他の補助金等を受ける場合には、支援金の対象としません。

Q19. 団体が以前から行っていた事業は対象となりますか。

A19. 対象となります。ただし、事業 A の場合、令和4年度以前から実施する既存の事業については、拡大や改善を含む事業が対象となります。事業 B は、開始から2年以内の事業に限ります。

Q20. イベントを開催するために長期間の準備を要する事業は対象となりますか。

A20. 応募自体は可能です。イベントの内容等にもよりますが、あくまでも子供の貧困対策として然るべき達成目標が明確であり、当該イベントによってその目標が達成されるか等の観点から審査の上で判断をさせていただきます。ただし、準備から開始までの期間で事業年度をまたぐものは対象としません。

Q21. ある活動を行うための準備期間という内容で応募できますか。

A21. 準備のみの事業は応募できません。

Q22. 事業 B（30万円）での応募を検討していますが、自己資金も投入し、6か月以上継続して事業を実施する場合、事業の立ち上げに必要な備品購入費と最初の1か月分の消耗品費の計30万円を支援金の対象事業とすることは可能ですか。

A22. 支援金を1か月分の経費に全額充当する場合であっても、6か月以上事業を継続する場合は対象事業として認められます。なお、事業の実施期間が6か月未満の場合は、事業に必要な経費であっても全額対象外となりますので、ご注意ください。

<経費の算定>

Q23. 賃金の対象となる者の基準は何かありますか。

A23. 支援対象事業の実施団体が直接雇用する者であり、かつ、支援対象事業に従事する者であることが基準です。したがって、支援対象事業に専従する職員については、法令順守は当然ですが、その他の特別な基準はありません。

また、団体の他の事業と兼務を行う者である場合には、業務日誌や賃金台帳等などの根拠書類を用意して、支援対象事業とその他事業の経費の区分（住み分け）が明確に行えることが基準となります。

Q24. 賃金については、金額の基準はありますか。

A24. 法令遵守を除き、金額の基準はありません。業務内容や地域性等を考慮して妥当性を判断します。ただし、賃金が全体の経費の大部分を占める場合は、事業内容を総合的に審査の上、適切な使い道となっているか判断させていただきます。

Q25. 備品・家賃・賃金等を他の事業と共用とするために購入等をした場合、計上は可能ですか。

A25. 根拠をもって申請事業と他の事業との金額を明確に切り分けることができれば、按分等にて費用計上することは可能です。

- Q26. 新型コロナウイルス感染症対策のための経費は支援の対象となりますか。
A26. 対象になります。消毒液やマスク等の購入費、事業のオンライン化に伴うタブレットの購入費等は消耗品費として計上することが可能です。詳しくは募集要領の別紙をご確認ください。
- Q27. 支援金額調書の経費区分に該当がない費目の場合、どのように記載すべきですか。
A27. 基本的には、最も内容が近い費目に記載し、あてはまらない場合は、「上記以外の対象経費」に計上し、「内訳」欄に応募する団体の会計上の費目名を記載してください。
- Q28. 申請時と実際に事業を行う時点とで積算が変更となるのは問題ないですか。また、活動中にニーズ等の変更があり、事業内容が変更となる場合、予算の修正は可能ですか。
A28. 要望書に記載された事業内容、または要望時に確認した積算に変更がある場合、必ず事前に福祉医療機構の担当者に連絡・相談をしてください。変更内容に合理性が認められる場合には、変更を認めます。
- Q29. 資金計画の計上の際の注意点があれば教えてください。
A29. 注意点について、2点回答いたします。
①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画を立案してください。
②支援期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、事業継続に向けた内容を計画に含めることも検討してください。特に事業 A では、人件費、家賃等の計上が大きく、事業終了後も経常的に発生する場合は、要望書の＜事業継続体制の計画＞欄において、それらの経費を賄うために支援期間中からどのようなことに取り組むのか、検討し記載する等、留意することが必要です。

<選定方法及びその結果>

- Q30. 審査は、書面審査のみですか。
A30. 書面審査としていますが、必要に応じて個別に電話等にて照会をさせていただきます。申請後、連絡がとれる状況にしてください。
- Q31. 審査結果の理由は教えてもらえますか。
A31. 個別の審査結果の理由については開示していません。

<その他>

- Q32. 郵送で応募することは可能ですか。
A32. 郵送での応募は受け付けていません。福祉医療機構のホームページに掲載されている応募フォームへの登録により応募してください。ご不明な点がございましたら、恐れ入りますが福祉医療機構の担当者までお問い合わせください。
- Q33. 企業や自治体などとのネットワーク作りについてのノウハウがない場合、サポートはしてもらえますか。
A33. ご相談いただければ、具体的なマッチングのアドバイスが可能です。
- Q34. 決算時期が対象事業年度と異なるのですが、何か問題はありますか。
A34. 問題ありません。